読書のバリアフリー Q&A

誰でも読める環境づくり

公益財団法人文字・活字文化推進機構

発刊にあたって

公益財団法人文字・活字文化推進機構
理事長　肥田美代子

視覚障害者たちのほぼ20年にわたる「本を読む自由」を求める闘いは、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の成立という成果を得た。施行されたのは、2019年6月28日だった。

この法律の背景には、「本をもっと自由に読みたい」という視覚障害者の知的欲求の高まりがあった。貧困な読書環境のせいで、障害者の多くは、長く知的欲求を満たすことができない状況に置かれていた。

読書は、平安時代このかた、日本人の娯楽であり続けた。それから千余年、障害者は読書という娯楽から遠ざけられてきたのである。失われた歳月をとりもどすことはできないけれど、障害者が自主的に読書活動に参加できる制度や政策を整えることは、これからの社会の責務であり、読書バリアフリー法はその出発点といえるだろう。

日本弱視者ネットワークは、長い間、文部科学省へ「拡大教科書の無償化」を働きかけてきた。弱視の子どもの教科用図書や点字用教科書は、公表された著作物を掲載したり、点字に複製したりすることができる。しかし、拡大教科書は著作者の許諾が取れないため、本文やさし絵、写真を削除しなければならならなかった。

私が、著作権法改正について衆議院決算委員会で初質問したのは、2002年4月。文科省は当初慎重な姿勢だったが、国会審議の過程で文化庁に著作権法改正を要望するに至った。改正著作権法が施行されたのは2004年１月。教科書に掲載された著作物は、文字・図形を拡大して、弱視の児童・生徒の学習用に複製することが可能となった。弱視の子どもの声が政府と世論を動かしたのである。

著作権法改正は、読書バリアフリー法制定へとつながった。国際社会の後押しも大きかった。「障害者の権利に関する条約」（2006年）、「マラケシュ条約」（2013年）が採択され、障害者が文化的な作品や著作物を利用する権利が確立されたのである。

読書バリアフリー法は、すべての障害者が文字・活字文化を享受できる社会の創造に向けた一歩に過ぎない。その具体化のためには行政、教育現場、図書館界、新聞界、出版界など社会の理解が必要である。その架け橋として、このパンフレットの普及に努めたいと思う。

需要と供給をつなぐ

筑波大学附属視覚特別支援学校教諭
日本弱視者ネットワーク
宇野 和博

現在の私の視力は光がわかる程度なので、活字を目で読むことはできない。だから指で点字を読んだり、耳で録音図書を聞いている。でも、実は私は大人になるまでは普通に目が見えていたので、子どもの頃は勉強でも受験でもマンガを読むにしても何一つ不自由はなかった。

ところが盲学校の教壇に立って初めて弱視の子どもたちが教科書を読むことにさえ苦労している実態を知った。日本社会では、学習の積み重ねの上に受験があり、それを突破しなければ進学も就職もままならない。勉強がむずかしいのなら仕方がない。しかし、活字が読めないがゆえに人生が切りひらけないのは何かおかしい。

当時衆議院議員だった肥田美代子理事長との運命的な出会いもあり、拡大教科書運動は結実した。その過程で、拡大教科書が一部のディスレクシアや車いすの子どもたちにも有効であることも知った。また、学習には教科書だけでなく、参考書や問題集も必要だと気づいた。それならすべての本を障害の有無に関わらず読めるようにしていくことが必要なのではないか。こうして読書バリアフリー法を求める運動がスタートした。

運動の中でも多くのことを学ばせてもらった。マラケシュ条約には、さまざまな障害者の読書困難について教えてもらった。上肢障害の女性からは、介助者に本のページをめくってもらうよう頼んでいたが、だんだん面倒になり、結局本を読まなくなってしまったという話も聞いた。全盲の大学教員からは、読みたい専門書がすぐに読めないから研究をあきらめてしまったという体験談もあった。

全盲の女子高生からは世間の女の子と同じようにファッション誌を読んでみたいという希望もあった。このような声に耳を傾けると、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に読書とは、「人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と定義されているのが心底うなずける。

今日「ダイバーシティ」とか「インクルーシブ」という言葉をよく聞く。情報化社会の中で読書を考える時、「多様性」を「包括（ほうかつ）」するということはどういうことなのだろうか。私はこれからも読書に困難のある人の小さな声を国や著作者、出版社、図書館に届けていきたい。そして、同じ21世紀を生きる仲間として今までつながっていなかった需要と供給をつなげていきたい。

Q.1 読書のバリアとは、どういうことですか?

A 「バリア」ということばを聞くと、街のなかにある物理的な段差などを思い浮かべるかも知れません。では、読書のバリアとは、どんなことなのでしょうか。

一般的に、本や雑誌などの出版物は、文字や活字、さし絵などがインクなどで紙面に印刷され、それが綴じられたものです。通常は本を持ってページをめくりながら、活字を目（視覚）で読み取り、頭の中で認識することで、著者の書いた文章などが読者に伝わっていきます。

しかし、たとえば「目が見えない」という障害がある場合、平面的な活字を読むことができませんので、情報を受け取ることがうまくできません。

同じように、手が不自由な人は本を持って開くことができませんので、本の中の情報にアクセスできません。これが読書のバリア（障壁）ということです。

Q.2 読書が困難な人とは、どういう人のことですか? 読書が困難な人は、どのくらいいるのですか?

A 読書するのにむずかしさを感じる人というと、やはり視覚に障害のある人を思い浮かべる人が多いと思います。視覚に障害のある人は、国内に約31万2千人（うち点字が読める人は約3万9千人）います。

正確な人数は把握されていませんが、ディスレクシアとよばれる文字の読み書きに困難のある発達障害のある人も、読書に困難があります。

本を持ち続けたり、ページをめくるのがむずかしい上肢障害のある人は、約67万5千人いますが、読書に障害があることが法的に認められたのは2018年とつい最近です。左右の目の焦点が合わせられないとか、瞼が下がってきてしまうなどの眼球使用困難症の人も読書がむずかしいです。寝たきりの人などを含めると、読書に障害のある人の総数は数百万人に及ぶと推定できます。

Q.3 読書が困難な人が「読める」本・「読みやすい」本には、どんなものがありますか。

A 読書に困難のある人のニーズはそれぞれ異なりますので、まずは、その人にあったバリアフリー図書を利用する方法があります。

点字で読みたい人には、「点字の本」、弱視者や加齢により視力の低下した高齢者など、大きな文字で読みたい人には、「大きな文字の本」、文字ではなく、音声で聞きたい人には、「オーディオブック」や「音訳図書」が有効です。

「電子図書」を使えば、画面上で文字を大きくしたり、色を変えて読書することも可能です。知的障害のある人や日本語を母語としていない人などを対象に、内容をやさしく、わかりやすく書き換えた「LLブック（わかりやすい本）」も知られています。

手でさわってお話を楽しむことができる「さわる絵本」もありますし、赤ちゃんが噛んでも大丈夫で、遊びと日常の動きを結びつけて学べるよう工夫されている「布の絵本」などもあります。

Q.4 「バリアフリー図書」は、どれくらいあるのですか?

A 世界盲人連合は、障害者が読書可能な本の数を発展途上国で全体の１％未満、先進国で７％と推計しています。このような状態は「本の飢餓」という言葉にもたとえられています。

国立国会図書館には、これまで国内で出版されたほぼすべての本が納本されていますが、その数は１千万タイトル以上です。

障害のある人が利用可能で、これまで長い歴史のある点字図書や音訳図書は今日までデータとして全国的なネットワーク上に蓄積されていますが、その数は、点字が約22万タイトル、音訳が約12万タイトル、その他は1万タイトル未満という状況です。

とくに読書障害者として認知された歴史の浅いディスレクシア、上肢障害者が必要とするバリアフリー図書を増やしていくことが喫緊の課題といえます。

Q.5 読書のバリアフリーを推進していくことには、どんな意義があるのですか?

A 人にとって、読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を育んでいくうえで欠かすことのできないものです。

とくに子どもたちにとっては、絵本や読み物だけでなく、教科書や副読本、参考書、問題集なども、学習や教育を支える知識の源といえます。

また、大学生や学者、医師、弁護士、教員など知的な労働に携わる障害のある人にとって、専門書は研究や学問探求、職務を遂行するのに欠かせません。

つまり障害の有無にかかわらず、すべての人にとって、本は生涯を通して、教養や娯楽を得られるなど、学びや成長、就労、人間性の涵養に必要不可欠なものなのです。

そこで、すべての人が自由に読書ができるような環境（読書バリアフリー）を整えていくことが重要なのです。

Q.6 どうして読書バリアフリー法という法律が必要だったのですか?

A 一言で読書環境の整備といっても、本を買う、図書館で借りるなどの方法があり、国や地方公共団体、出版社、図書館、ボランティア団体など多くの関係者の連携が必要です。

また 2013年、国連の専門機関で、世界中の読書障害者の読書環境を整備していこうという趣旨の国際条約「マラケシュ条約」がまとまりました。

この条約採択がきっかけで、国内の障害のある当事者から、もっと好きな本を自由に買ったり、借りたりできるようにしてほしいという声が上がりました。

そして、障害者の読書環境を総合的に整備していこうという機運が高まり、2018年にマラケシュ条約批准とそれに必要な著作権法改正が行われ、翌2019年に読書バリアフリー法が制定されることになりました。

Q.7 国や地方自治体にはどんなことが求められているのですか?

A 国には、障害者の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務があるとし、障害者団体や関係者の意見を聞き、基本的な方針や施策などを示すための基本計画を定めることが義務づけられました。

また、施策を実施していくための必要な財政措置を講じることにもなっています。自治体には、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、障害者の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、実施する責務があるとし、障害者団体や関係者の意見を聞き、読書環境の整備の推進に関する計画を定める努力義務を課しています。

義務規定ではありませんが、地域住民にもっとも近いのは、自治体が所管する図書館ですので、前向きな取り組みが期待されます。

Q.8 出版社に期待することは?

A まずは、バリアフリー図書を製作している団体などへの協力をお願いいたします。

また、読書バリアフリー法 12 条でも求められていますが、印刷前の電子データを有効活用し、アクセシブルな電子書籍として販売していくことについても、大いに期待されます。

アクセシブルな電子データがあれば、障害者個人でも瞬時にほぼ正確に自動点訳したり、スクリーンリーダーで読み上げさせたり、見やすい字体や大きさに拡大することができます。

著作権者も障害の有無にかかわらず、多くの人に自身の著作物を読んでもらいたいと思っているはずですので、すべての国民に本に掲載されている情報が伝えられるような取り組みをお願いします。

Q.9 地域の公共図書館に期待することは?

A 全国に約3200館ある公共図書館は、地域住民にもっとも近い図書館です。そこでさまざまなバリアフリー図書があることを、全国津々浦々の読書に障害のある人に知ってもらうために、各図書館にバリアフリー図書の紹介コーナーを設置することをお願いいたします。

またサピエや国会図書館のようなネットワークを活用し、読書に障害のある人の需要と、バリアフリー図書などの供給のマッチングを進めていただきたいです。

さらに点字図書館（視覚障害者情報提供施設）などとも連携しながら、実際に障害者が自分にあった読書が実現できるようになるまでの支援を実施していっていただきたいです。そのための推進役として、各図書館内に障害者サービスの中心的な役割を担う読書支援コーディネーターのような人を配置し、リードしていってもらうのも一案だと思います。

Q.10 学校図書館に期待することは?

A 上肢障害や寝たきりの子どもたちが多く在籍する肢体不自由や病弱の特別支援学校には、読書バリアフリー法をはじめ、国内外の読書環境を整備していくための動向を知っていただくとともに、アクセシブルな図書データがたくさんアップロードされている全国的なネットワークにつながっていただきたいと思います。

また、知的障害のある子どもたちが在籍する特別支援学校においても、わかりやすいバリアフリー図書の利用や、アクセシブルな電子図書の活用などが有効です。

ディスレクシアなど学習障害や発達障害のある子どもたちは、地域の通常学級に在籍していることが多いとされていますが、まずはその実態とニーズを把握していただき、点字図書館や公共図書館とも連携し、一人ひとりの子どもに合った読書媒体を紹介してもらいたいと思います。

またすでにバリアフリー化が進んできた教科書だけではなく、副読本、参考書、資料集など学習に不可欠な図書の提供の仕方についても目配りしていただきたいです。

コラム

サピエ　https://sapie.or.jp/

視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対し、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。視覚障害者等の個人会員約１万５千人が直接利用するほか、全国の点字図書館や公共図書館、ボランティア団体、大学図書館など330を超える施設や団体が加盟して、約８万人以上の視覚障害者や情報に障害のある人へのサービスを行っています。

Q.11 大学図書館に期待することは?

A たとえば視覚障害のある学生の場合、教科書と指定された専門書を、大学に設置されている障害学生支援室や大学図書館などに持ち込み、テキストデータ化してもらうケースが増えています。

しかしここで製作されたテキストデータは、国立国会図書館のデータベースで共有するしくみがあるにもかかわらず、そのほとんどが各大学に眠っているという現状があります。

障害学生支援室は、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作権法施行令で障害者のための複製が認められる者として位置づけられています。せっかく作成されたアクセシブルなテキストデータは、他大学の障害学生でもすぐに利用できるよう、国立国会図書館のデータベースを活用していただき、点から線、線から面へと全国的な支援の輪を広げていってもらいたいと思います。

Q.12 外国の図書も取り寄せされるようになったと聞きましたが、それはどういうことですか?

A マラケシュ条約（6ページ参照）は、世界中の障害者の読書環境を良くしていくことを目的としており、障害者のために製作されたアクセシブルな図書データの国境を越えたやり取りを可能にすることを求めています。

たとえば同じ言語圏であれば、先進国で作成された図書データを発展途上国の障害者も利用できるようになるということです。2020年３月現在、アメリカ、ヨーロッパ諸国、カナダ、オーストラリアなど90か国以上が条約に批准しています。この趣旨が読書バリアフリー法13条にも書かれていますので、語学学習等のために英語の録音図書を取り寄せることも可能です。ちなみに日本の窓口は、国立国会図書館と全国視覚障害者情報提供施設協会（全視情協）です。学習に不可欠な図書の提供の仕方についても目配りしていただきたいです。

Q.13 読書を支援する機器があると聞きましたが、どんなものがあるのですか?

A これまでおもに視覚に障害のある人を対象にした読書を支援する機器が開発されてきました。たとえば、弱視者や低視力の人には、拡大鏡（ルーペ）や拡大読書器、点字使用者のためには、点字ディスプレイなどが使われています。また、音訳図書で読書したい人のために、視覚障害のある人にとって使い勝手の良い専用のプレーヤーや、パソコンのソフトウェア、スマートフォンなどで使えるアプリもあります。

これらの読書を支援する機器は、視覚障害のある人専用に開発されているため、高価なものが多く、自治体によっては、日常生活用具として公的な補助の対象になっている場合がありますが、身体障害者手帳を取得している必要があったり、等級に制限がある場合もあり、いろいろな問題点も指摘されています。

しかし、ＩＣＴ技術の進化や、インターネット環境が整備されてきたことにより、文字を読み取り、肉声に近い合成音声で必要なところを自動的に読み上げてくれるさまざまな機器の開発も進んでおり、すでにスキャナ型、眼鏡型、眼鏡のフレームにつける小型機器などが発売されています。

さらに読書バリアフリー法では、読書に障害のある人の利便性を向上するために、ＡＩスピーカーなど先端的な技術に関する研究開発が推進されることになっています。

コラム

読書を支援する道具や機器

読書を支援する道具や機器として、さまざまなタイプのものが知られています。

文字やよく見たい箇所を拡大しながら読書したい

拡大鏡（ルーペ）

拡大読書器

点字で読書したい

点字ディスプレイ

音声で読書したい

DAISYプレイヤー

Q.14 「障害」の定義が以前と変わってきたと聞きましたが、それはどういうことですか?

A 国連障害者権利条約が、障害の「医学モデル」から「社会モデル」への転換を提唱したことにより、障害観も変わりつつあります。

医学モデルとは、目が見えないとか、手が不自由であるという個人の機能障害に着目し、何かができないというのは個人の身体的機能に原因があるという考え方です。

一方、社会モデルとは、その原因を個人の医学的な疾患だけでなく、社会が作り出しているバリアとの相互作用によって障害が顕在化するという考え方です。

たとえば、車いすの人が階段しかない駅を利用することはできませんが、エレベーターがあれば、問題なく駅が使えるようになるということです。

Q.15 共生社会と人権について、教えてください。

A そもそも人は、見た目も性格も能力も身体的条件もみんな異なります。みんな違って当たり前です。違うから分け隔てたり排除するのではなく、違いを認め合い互いの個性や尊厳を尊重しながら「共に生きる」社会が共生社会です。共生社会を目指すうえで、また多様性を包摂するうえで大切なのは、優しさや思いやりだけでなく、人権という視点から物事を見つめなおすことです。

日本国憲法では、障害の有無にかかわらず幸福追求権、つまりだれにでも夢に向かって幸せを追い求める権利があるとされています。

読書のバリアフリーを推進することは、障害のある人が目標に向かって一生懸命努力する時に保障されるべき教育を受ける権利や知る権利を保障し、幸福追求権や法の下の平等を実現することとも言えるのです。

さまざまなバリアフリー図書

読書バリアフリーに配慮した各種バリアフリー図書が出版され、
一部の図書館では蔵書され、貸し出されています。

図書館に設置されているバリアフリー図書の棚

バリアフリー図書は、日ごろ読書にバリアを感じている読者の特性やニーズにあわせて、五感を活用したり、デジタルを活用することによって、「読みやすさ」や「わかりやすさ」を実現することができます。

公共図書館の例
（埼玉県川越市立西図書館）

公共図書館児童書コーナーの例
（愛知県図書館）

点字図書館の例
（オーテピア高知声と点字の図書館）

おもに視覚を活用する図書

書見台を使い、大きな文字の図書を読んでいる読者

●大きな文字の図書

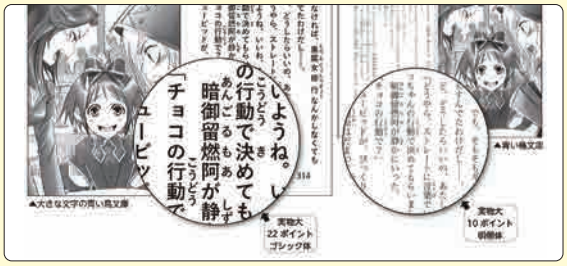

おもに聴覚を活用する図書

DAISYプレイヤーで音訳図書を聴いている読者

●音訳図書

●オーディオブック

おもに触覚を活用する図書

点字図書を読んでいる読者

●点字つきさわる絵本・図鑑

●布の絵本

わかりやすい図書（LLブック）

●LLブック

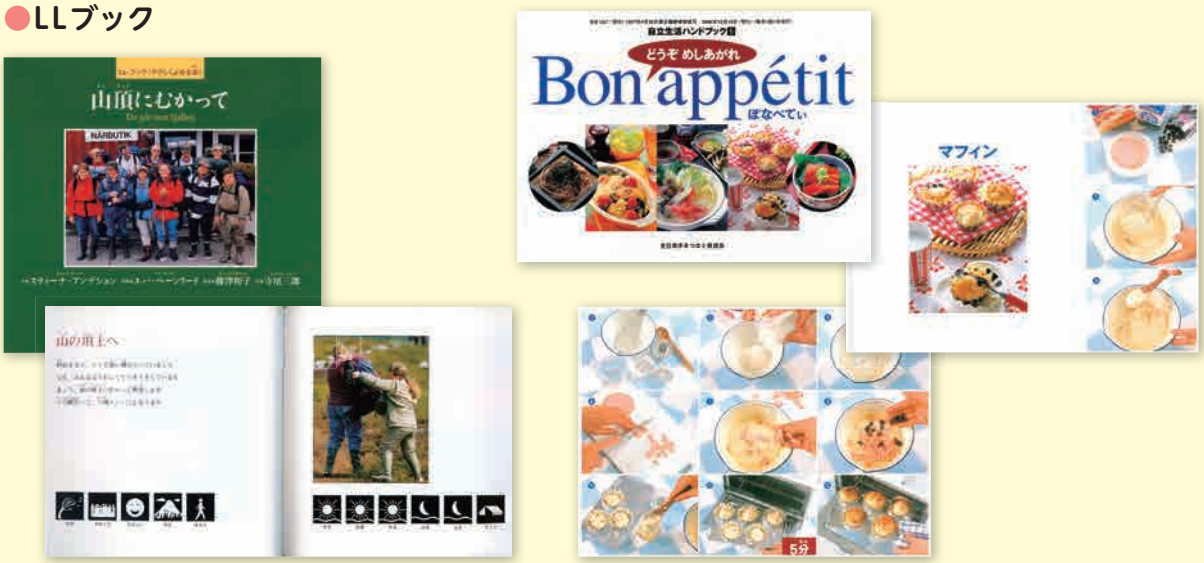

アクセシブルなデジタル図書（DAISY図書など）

マルチメディアDAISY図書を読んでいる読者

●マルチメディアDAISY図書

読書バリアフリー法（抜粋）
〈視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律〉

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/19820190628049.htm

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条　国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条　国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（2019年６月28日施行）

読書バリアフリー基本計画（概要）

◎本計画の位置付け

・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和２～令和６年度）。

・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。

・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

◎基本的な方針

1.アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。

2.アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- 公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3.視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- 読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

◎施策の方向性

1.視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（９条関係）

- 公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- 各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- 視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- 公立図書館等における障害者サービスの充実

2.インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- 国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3.特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- 特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- 製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4.アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- 書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- 民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5.外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- 受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6.端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- 点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- 点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援・端末機器の貸出等の支援
- 地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7.アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- 研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8.製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- 点訳者・音訳者・アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

（2020年７月14日策定）

出典：厚生労働省「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（概要）」
https://www.mhlw.go.jp/content/000648645.pdf

文字・活字文化振興法（抜粋）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/080617/005.pdf

（基本理念）

第三条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（2005年7月29日施行）

障害者の権利に関する条約（抜粋）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html

第九条　施設及びサービス等の利用の容易さ

1　締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a)　建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b)　情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2　締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a)　公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。

(b)　公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。

(c)　施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。

(d)　公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e)　公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

(f)　障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g)　障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h)　情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第二十一条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の

自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a)　障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b)　公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c)　一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。

(d)　マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。

(e)　手話の使用を認め、及び促進すること。

第三十条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1　締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。

(a)　障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。

(b)　障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。

(c)　障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

2　締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。

3　締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。

4　障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5　締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。

(a)　障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。

(b)　障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。

(c)　障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。

(d)　障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。

(e)　障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

（2014年１月30日施行）

著作権法（抜粋）

https://www.cric.or.jp/db/domestic/a1_index.html

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の三　教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2　前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

4　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（視覚障害者等のための複製等）

第三十七条　公表された著作物は、点字により複製することができる。

2　公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3　視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

（聴覚障害者等のための複製等）

第三十七条の二　聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

一　当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方

式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。

二　専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

（2019年１月１日一部改正）

マラケシュ条約（抜粋）
〈盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約〉

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001279.html

第三条　受益者

受益者は、他の障害の有無を問わず、次のいずれかに該当する者である。

(a) 盲人である者

(b) 視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であって、そのような障害のない者の視覚的な機能と実質的に同等の視覚的な機能を与えるように当該障害を改善することができないため、印刷された著作物を障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの

(c)　(a)及び(b)に掲げる者のほか、身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は読むために通常受入れ可能な程度に目の焦点を合わせること若しくは目を動かすことができない者

（2018年10月２日交付及び告示、2019年１月１日効力発生）

発行日　2020年12月21日

発行所：公益財団法人文字・活字文化推進機構
Characters Culture Promotion Organization
発行者：渡辺鋭氣
〒101-0051　東京都千代田区神田神保町2-2-30　共同ビル４F
TEL:03-3511-7305
FAX:03-5211-7285
http://www.mojikatsuji.or.jp/

製作：有限会社読書工房
協力：宇野和博（日本弱視者ネットワーク）
デザイン：諸橋　藍
表紙絵：Momoca/Able Art Company
写真提供（順不同）：朝日新聞社／朝日新聞社「2030 SDGsで変える」／千葉県立西部図書館／川越市立西図書館／オーテピア高知 声と点字の図書館／横浜市立上菅田特別支援学校／公益財団法人伊藤忠記念財団／福音館書店／公益財団法人ふきのとう文庫／一般財団法人日本児童教育振興財団